**平成２５年（フ）第２０９２号**
福岡市城南区東油山１丁目14番21―503号
債務者　山住　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０９３号**
福岡市城南区東油山１丁目14番21―503号
債務者　山住喜代子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２０９８号**
福岡市城南区友丘１丁目11番33―101号
債務者　齋藤　隆慶
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９号**
福岡県宗像市日の里５丁目１番　30棟503号
債務者　ミュージックショップハーモニックスこと　江濱　真毅
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１号**
福岡市早良区干隈６丁目８番39―306号
債務者　渡辺　美里
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３８号**
福岡県朝倉市甘木2215―107
債務者　濱島　洋一
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第５４号**
福岡市中央区清川２丁目19番29号
債務者　田中留理子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第５６号**
福岡市早良区重留１丁目３番50―２号
債務者　一ノ瀬恵子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第６７号**
福岡市西区今宿３丁目14番47―８号
債務者　権藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８８号**
福岡市博多区堅粕２丁目20番１―903号吉岡多寿子方
債務者　古賀　雄一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８９号**
福岡市博多区堅粕２丁目20番１―903号吉岡多寿子方
債務者　古賀由美子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１０１号**
前住所　長崎県佐世保市干尽町60―1503
債務者　澤田　千波
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１０４号**
福岡市南区高木１丁目16番34号
債務者　末廣　國雄
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１４号**
福岡県朝倉市甘木2226番地９
債務者　松下　香織（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１１６号**
福岡市西区内浜２丁目１番16号
債務者　松本　誠二
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２４号**
福岡市博多区東比恵３丁目20番23号
債務者　黒田　泰隆
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１２６号**
福岡市中央区大宮１―３―４テンロクビル503
債務者　石井　　悟
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部